

### 別記3

#### 契約変更・解除に係る特記事項

##### (派遣業務の変更等)

- 第1 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める月額基本料金、履行期限その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。
- 2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該変更等のされた派遣業務の内容に係る派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

##### (事情変更による契約金額の変更)

- 第2 契約期間内に経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、契約金額もしくは契約書及び仕様書に記載する諸条件が不相当となったと認められるに至ったときは、法令の制定または改廃による場合は乙の負担増となった部分について、それ以外の事情変更による場合は合理的に正当化される範囲で、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

##### (協議解除)

- 第3 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

##### (甲の契約解除権)

- 第4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく本契約を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
  - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
  - (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以

下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

- (4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

- (9) 第8の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(賠償の予約)

第5 乙は、前条第1項又は第2項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額(月額基本料金)に12を乗じた額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。ただし、甲が特に契約解除を必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第6 乙が本契約に基づく賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、賠償金の額に、賠償金の額につき甲の指定する期間を経過した日から賠償金が納付された日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

2 前項の場合において、派遣料が未払いの場合にあつては、賠償金及び派遣料支払日までに発生する遅延利息がある場合はその遅延利息を、甲が支払うべき派遣料から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、甲は別途徴収する。

(乙による労働者派遣の停止)

第7 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合、乙は甲に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知するものとする。

(1) 甲が派遣料の支払いを遅滞したとき。

(2) 甲が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の責に帰すべき事由により乙の派遣業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣料の支払いを拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

(乙の契約解除権)

第8 甲が、本契約又は個別契約に定める条項に違反したとき、又は労働者派遣法その他関係諸法令に違反したときは、乙は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、甲に未払となっている派遣代金があるときは、乙の甲に対する当該派遣代金及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

2 前項の規定により乙が契約を解除しようとするときは、甲に対して速やかに通知しなければならない。

(解除に伴う措置)

第9 契約が解除された場合において、完了確認を受けた履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する派遣料を支払わなければならない。